

# スポーツ振興の司令塔と 行政機関を巡る動き

## — スポーツ庁・防衛装備庁の新設を受けて —

10月1日、政府に2つの新しい「庁」が生まれた。文部科学省の外局であるスポーツ庁と防衛省の外局である防衛装備庁である。中央省庁の再編から間もなく15年を迎え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催まであと5年。両庁の発足に、スポーツの振興と行政機関を巡る近年の動きという2つの視点から着目してみた。

みずほ総合研究所 政策調査部 部長 内藤啓介

### ◆ スポーツ庁と防衛装備庁の設置

文部科学省に新設されたスポーツ庁は、従来の同省スポーツ・青少年局を母体とし、政策課、スポーツ健康推進課、オリンピック・パラリンピック課といった5課などから構成される。他府省から加わるスタッフも含め、総勢約120人の態勢でスタートした。文部科学省の外局としては、文化庁に加えて2つめということになる。

防衛省に置かれた防衛装備庁は、同省の技術研究本部や装備施設本部を再編した上で、経理装備局等の機能の一部も移管して発足した。スポーツ庁ほどの脚光は浴びていないが、組織の規模は大きく、事務官、技官、自衛官合わせて約1,800人という陣容である。5兆円規模のわが国の防衛関係費のうち、およそ3分の1は防衛装備庁が関わることになるという。同庁は今後、防衛装備に関わる機能集約により調達の効率化を図るとともに、技術基盤の向上や国際協力の強化を進めていくことになる。

### ◆ 五輪を含む幅広いスポーツの振興

以上2つの新庁のうち、ここではスポーツ庁の役割

と今後のスポーツ振興政策についてみておきたい。

スポーツ庁の設置は以前から構想されてきたが、2011年に成立したスポーツ基本法の附則にその具体化の方向性が盛り込まれ、ようやく今回実現に至った経緯がある。これには、2020年における東京オリンピック・パラリンピック（東京五輪）の開催決定が後押しとなった。上述のように、同庁にはオリンピック・パラリンピック課が置かれており（ただし時限的な設置）、五輪への対応が当面の重点的なテーマとなることは間違いない。

しかし、スポーツ振興の司令塔として同庁が携わる領域は、五輪の開催準備や出場選手の競技力向上にとどまらず、幅広いものとなる。例えば、国民各層の健康増進に向けたスポーツ機会の確保が挙げられる。高齢化が一段と進む中で、健康寿命の延伸を図るためにも欠かせない取り組みとなろう。

地方創生が重要政策課題とされていることもあり、スポーツを通じた地域活性化にも期待が掛けられる。外国人観光客の呼び込みも視野に入れたスポーツツーリズムの促進なども、関係省庁と連携しつつ力を発揮してもらいたい分野である。このほか、スポーツ関連産業の振興やスポーツを通じた国際交流の推進、障害者スポーツの充実なども同庁がカバーすべき大切な役割となる。

同庁の初代長官は、1988年ソウル五輪における競泳種目の金メダリスト、鈴木大地氏である。民間からの就任ということでもあり、新庁の顔としての活躍が期待されるが、スポーツ政策の重責を担うことから、その手腕も問われることになりそうだ。

2020年東京五輪の準備では、新国立競技場の整備で当初計画の変更といった事態も生じている。スポーツ庁の船出が、五輪に向けた機運を再度高める足掛かりとなることが望まれる。

### 省庁を巡る近年の動き

さてここからは、今回の2庁増設を含む近年の省庁・行政機関を巡る動向に目を移したい。

2001年1月に実施された中央省庁再編から間もなく15年を迎える。その再編は、1府22省庁が1府12省庁に組み替えられるという大掛かりなもので、それまでの経済企画庁、総務庁、科学技術庁、国土庁といった機関は他の府や省に統合された。また、環境庁が環境省に「昇格」したこともあり、再編で「庁」の数は大きく減少した。

しかし、その後「庁」の数は再び増加してきている。まず2008年10月に、国土交通省の外局として観光庁が設置された。翌2009年には、内閣府に消費者庁が新設されている。また、2011年3月に発生した東日本大震災を受けて、復興庁(内閣の下に設置)、原子力規制庁(環境省の外局である原子力規制委員会の下に設置)が置かれた。そして、この間に庁から省に移行(2007年)した防衛省に今回防衛装備庁が設けられ、スポーツ庁が同時に発足した。中央省庁再編後、新たに6つの庁が誕生したことになる。

これら各庁はそれぞれ政策的な経緯があって開設されたものであり、いずれも重要な役目を受け持っていることは確かである。ただし一方で、わが国は多額の公的債務を抱えており、財政健全化や行政改革が要請され続けている中で生じてきた動きであることも見逃されてはならないであろう。

2001年の中央省庁再編で既存の官庁の多くの機能を集約する形で誕生した内閣府は、手掛ける職務の拡大や複雑化、そして内閣官房との重複といった状況が問題視されるようになり、この9月4日に成立した改正国家行政組織法により再調整が実施される

ことになった(施行は一部を除き2016年4月)。このように、省庁などの機能や形態は不断の見直しが欠かせない。航空・宇宙分野などでさらなる組織を構想する動きもあり、行政機関の在り方には常にチェックが求められよう。

### 地方創生と政府機関の地方移転

もう一つ行政に関わる最近の動きとして注目されるのが、政府機関の地方移転である。地方創生の一環として、民間企業の本社機能の地方シフト支援とともに、東京に集中する行政機能の移し替えが検討の俎上に上っている。

政府のまち・ひと・しごと創生本部は、各道府県から誘致を希望する政府関係機関を募っていたが、8月末を期限に要望が締め切られた。京都府が文化庁の誘致案を表明したほか、大阪府が中小企業庁、大阪府と長野県が特許庁、北海道と兵庫県が観光庁、三重県が気象庁の受け入れを要望している。また、国の研究機関や研修所、独立行政法人などが、対象として各道府県から提示された。

このうち研究機関などはともかく、東京の霞が関周辺に所在している庁レベルの機関を移転するのは容易ではないとの見方がある。確かに中央省庁は集中している方が便利な面もあろうが、東京になればまったく機能しないというものばかりではないであろう。世界を見渡すと、立法(議会)・行政(中央官庁)・司法(最高裁判所)の三権が地理的にも分立している南アフリカ共和国(ケープタウン、プレトリア、ブルームフォンテンに分散)や、最高裁判所が首都と違う都市に置かれている例(ドイツのカールスルーエなど)もある。ドイツは、歴史的経緯もあり、首都ベルリンとともに旧西ドイツの首都ボンにも多くの官庁が置かれている。

政府機関の地方移転は今後検討が進められていくことになろうが、庁レベルも含めた柔軟かつ積極的な対応が幾つか試みられてもよいはずである。新設されたスポーツ庁も、2020年の五輪を終えれば、東京に置かれ続けなくてもよいかもしれない。スポーツにより意欲的で相応しそうな地域は、全国に数多くありそうだからだ。◀